

決議案第1号

内閣総理大臣 菅 義偉 衆議院議員に猛省の上 確実な法の執行を求める決議

最近の政権与党の話題に、菅内閣総理大臣の御長男が、自身がお勤めの会社の利益のために、総務省の関係役人を接待したことが明るみになり、菅総理が任命した内閣広報官が辞職したことが挙げられる。

また、総務省幹部がNTTから接待を受けていたことや、コロナ禍の外出自粛期間にもかかわらず、与党議員が銀座で遊興していたとのことで、離党や議員辞職をした等が報道された。

しかし、日本の真実の問題は、2019年7月の参議院議員選挙において、公職選挙法違反（買収など）の罪に問われていた、河井案里参議院議員の有罪が令和3年2月初めに確定したことである。

この選挙で、自由民主党の公認候補であった河井案里候補（当時）の応援には、安倍総理大臣はもちろんのこと、当時、安倍内閣の官房長官であった菅義偉内閣総理大臣も応援演説を行っている。

広島県を舞台にしたこの選挙では、100人近い地方議員や地方自治体の首長がお金を受け取った、とされている。にもかかわらず、誰一人として、起訴も逮捕さえもされないのは全く納得できない。それは、公職選挙法第221条に、利益供与等を受けたときは、「3年以下の懲役若しくは禁固又は50万円以下の罰金に処する。」と明記されているからである。

検察の逮捕も起訴もされない理由は、「被疑者が多すぎて広島政界が混乱する」とのことである。まるで「赤信号みんなで渡れば怖くない」的発想である。

日本の刑事司法行政は、二つの独立した組織である検察と警察によって執行されており、そのうち警察庁は政権のうちにある。つまり、警察でも逮捕することはできたはずである。何の処罰もされないことは、内閣総理大臣が関与しなければ成し得ないとさえ思われる。

私たち地方議員は、常日頃から、自身に係る選挙違反事案には注意して行動している。まして、常日頃国会議員が口にされる「政治は信なくば立たず」が、このような状況では全くあてにならない。

日本は、「自由と民主主義を基本とする法治国家」のはずである。「強権国家」と呼べないなら、せめて「漫才国家」というべき有様である。

選挙に関して票を金で買う行為が何の問題にもならないのは、強権、独裁国家への道を切り開くものであり、民主国家の転覆を招くような、このような事態は容認できない。

よって、内閣総理大臣 菅義偉 衆議院議員に猛省の上、確実な法の執行を強く求めるよう決議する。

令和3年3月18日

神奈川県中郡大磯町議会